

## 農薬取締法について

農薬は、農作物を病虫害や雑草から守り、農作業を軽減してくれる、なくてはならない資材です。効力ばかりでなく、安全性についても多くの試験が必要で、そのデータをもとに安全性が確認されたものだけが登録されています。

日本では「**農薬取締法**」という法律に基づいて農薬全般が動いています。同法によると、農林水産大臣が厚生労働大臣、環境大臣の協力を得て、効果、薬害の有無、毒性、発がん性、催奇形性、残留性など人体、農作物、環境に対する安全性を確保し、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図っています。

簡単に言うと、①**作物に対する安全** ②**使用者に対する安全** ③**収穫物に対する安全** ④**環境に対する安全** の4つの安全が必須条件で、このうちひとつが欠けても農薬としては認められません、ということです。

そして、同法では、農業生産の安定と国民の健康の保護を助け、国民の生活環境の保全に貢献すると判断して、公の帳簿に登録したものでなければ、販売することができないと定められています。

この農林水産大臣が「登録したもの」でないものが「無登録農薬」で、品質の保証がなく、農作物だけでなく、使用者や消費者、環境への安全性が確保されていません。

## 【 「農薬取締法」の要旨 】

- 農薬の登録を受けなければ農薬の製造、輸入することが出来ない。
- 規制の対象を製造業者、輸入業者、販売業者からそれぞれ者に改める。
- 特定農薬制度を導入し、これらのものは登録の対象から除外する。
- 農薬の輸入の媒介を行なう者に対する虚偽宣伝等の禁止措置。
- 登録番号等の真実な表示のある農薬等以外の農薬を使用してはならない。
- 農薬の使用時期及び使用方法その他の事項について、農薬使用者が遵守すべき基準を定め、使用者はこれを守らなければ罰則をうけることになる。